

審判規定

1. 競技内容

[一般レース]

競技は直線1000mのコースを回頭、折り返しによる2000mで実施する。レースは、予選レース、決勝レース、順位決定レースの全3方式で行う。予選レースは3チームで行い、各予選グループ1着及び各予選グループの2着のうちタイムの速いチームの計3チームが決勝レースへ出場する。また、4位以下の順位は順位決定レースによるものとし、決勝レースに参加しない3チームで順位決定レースを行う。

[女子レース]

競技は回頭なしの直線1000mで実施する。レースは、予選レース、決勝レース、順位決定レースの全3方式で行う。予選レースを行い、各予選グループ1着の計3チームが決勝レースへ出場する。また、予選レース2着及び3着のチームでそれぞれ順位決定レースを行うものとする。

2. 使用艇の決定

予選レースに使用する艇及びコースは、レース前日に各々抽選することによって決定し、順位決定レース・決勝レースに使用する艇、コースは、当日の抽選により決定する。

3. 艇員

[一般レース]

艇員は、艇指揮1名、艇長1名、クルー（漕手）12名、補欠2名の計16名までとし、レースでの艇指揮、艇長、クルーの兼務は認めない。欠員については、クルーのみ可とする。なお、補欠はレース中も含め任意にクルーとの交代を認めるが、その場合、当該補欠はクルーとして扱う。艇員の性別は問わない。

[女子レース]

艇員は、艇指揮1名、艇長1名、クルー（漕手）6名、補欠2名の計10名までとし、女子に限るものとする。レースでの艇指揮、艇長、クルーの兼務は認めない。欠員については、クルーのみ可とする。なお、補欠はレース中も含め任意にクルーとの交代を認めるが、その場合、当該補欠はクルーとして扱う。

4. 順位の決定

当大会は、新人クルーとなる参加大学・校により、新人クルーの順位を付ける（新人クルーの部）と共に、全ての参加大学・校により総合順位を付ける（総合の部）。なお、新人クルーとはクルー構成において、1学年又は正式なカッター大会参加経験がないクルーが半数以上を占める場合をいい、クルーに欠員がある場合、その人数は新人クルーに含めることができる。

5. 物品

使用艇には下記に示す物品を搭載する。原則としてオールは艇に備えているものとする。

〔搭載物品〕

- ① 特定小電力無線： 1 台
- ② 紅白手旗： 1 組
- ③ 救命浮環： 1 個
- ④ 救命胴衣： 人数分
- ⑤ オール： 一般 14 本(予備オール 2 本を含む)
女子 8 本(予備オール 2 本を含む)
- ⑥ あかくみ及びバケツ： 1 組
- ⑦ ボートフック： 2 本

6. 出場艇の標識

各出場艇は当該校の学章旗等の標識を船尾旗竿に掲揚するものとする。

7. 発進要領

- (1) 各艇は、審判員の「スタート5分前。」の連絡により、各々スタート位置まで移動するものとする。
- (2) 女子レースにあっては一般レースの回頭ブイにあたるところからトグルよりスタートする。(荒天により、スタートが困難な場合には、トグルをとらず審判艇より見通し線を取りスタートを行うものとする。) 各々スタート位置まで移動後トグルを拾い上げるものとする。
- (3) 各艇はブイを左に見るように並び、各艇長は用意が完了したら審判員に白旗を直立して、「各艇その位置、各艇その位置。」の連絡があるまで揚げ続ける。なお、発艇準備が完全でない艇は赤旗を揚げるものとする。
- (4) 悪天候等により艇位置等を保つ為に審判員が1・2番のオールを着水することを許可する場合がある。
- (5) 審判員の「各艇その位置、各艇その位置。」の連絡により各艇漕手のオールを上げる。ただし前項の場合はこの限りではない。なお、この連絡の後に揚げた赤旗及び船首を立て直す行為は認めない。
- (6) スタート：号笛短声連続、手旗2原画号笛1声手旗頭上より1回転し、頭上から振り下ろした時をスタートとする。それに合わせ号砲を撃つ。
- (7) ブイ修正のためや、レース海面に障害が生じた等、レースの公平な運営に支障があると認められた場合には審判長の判断により発動を遅らせることができる。
- (8) 艇員の不注意に起因する発進の遅滞等については、これを考慮しない。
- (9) 上記以外で審判員の指示があった場合は、それに従う。

8. とう漕中の規則及び注意

- (1) 各艇、定められた自己のコースをとう漕するものとし、もし誤って他の艇に接触、その他不正行為があったと審判長が認めたときは、失格とする。
- (2) 各艇は原則として完走するものとし、途中の棄権は認めない。スタートの号砲前に飛び出した艇も完走しなければならない。ただし、航行することができないと審判員が認める故障及びこれに類する場合を除く。
- (3) 互いにコースの端を航行して、接触のおそれがある場合には、後行艇が、先行艇の針路を避けるものとする。
- (4) レース中のコースにおける障害は、他艇の不正な接触を除くほか、各艇自らが適正に対処すること。(例：風潮、他船の引き波、漂流物 等)
- (5) (女子レースのみ) 艇員が船首に乗艇することは認められないものとする。
- (6) 乗艇者は、とう漕中救命胴衣を着用するものとする。

9. 回頭要領 (一般レースのみ)

回頭は左回頭 (反時計回り) とする。回頭は指定の回頭旗を回頭するものとし、他の回頭旗を回頭した場合及び回頭旗、回頭ブイに艇の一部、または、オールの一部を接触した場合には、失格とする。

10. ゴール

- (1) 艇首が規定のゴールラインにブイを左に見て入った順序を順位とする。
- (2) 同着の場合は追込艇の勝ちとし、追込艇の判定は、回頭旗を遅れて回頭終了した (回頭ブイの見通し線を復路で遅れて通りすぎた) 艇を追込艇とする。女子レースの場合は、中間点を遅れて通過した艇を追込艇とする。以上による判定方法でも、判定が困難な場合には同着とし、次位を空位とする。
- (3) ゴールの判定について、審判長の裁決を覆すことはできない。

11. 失格事項

次の事項に該当する行為で、審判長が判定した場合は失格とする。ただし、本審判規定における失格とは該当レースのみに関するものであり、その成績は当該レースの最下位とみなす。

- (1) 審判長、若しくは審判員の指示、または注意に従わなかった場合。
- (2) スタート時に「各艇その位置」の合図により、櫂上げを行ってから、発動までにオールを海面につける行為。
- (3) (女子レースのみ) 「各艇その位置」の合図から、スタート発令までにトグルを放す行為。
- (4) 他のコースに進入して、他艇と接触し、またはオールの一部でも接触した場合。
- (5) 回頭旗、回頭の方向を間違った場合。

- (6) 回頭の際、回頭旗、またはブイに艇、またはオールの一部でも接触した場合。
- (7) 規定の搭載物品を搭載することなく、競技に出場した場合。
- (8) 折れたオールを除く搭載物品を流失し、これを揚収することなく競技を続行した場合。
- (9) その他、不正行為があった場合。ただし、失格行為が不可抗力によるものと審判長が認めた場合はこの限りでない。

12. 異議申立

- (1) 発動の前までに各艇の艇指揮は、主催者側に起因し、競技に支障ある不備について、赤旗を揚げ特定小電力無線で通信する等の方法により審判員に異議申立をすることができる。
- (2) レースが終了し、競技に関する異議申立等を行う場合は、艇指揮が審判員に対して速やかにこれを行うものとし、審判長がこれを裁決する。
- (3) 審判長の最終的な裁決は覆すことができない。

